（氏名変更等の届出）

第七条　一般受給者は、氏名を変更したとき、又は氏名を変更した子どもがあるときは、十四日以内に、様式第六号による届書を市町村長に提出しなければならない。

2　施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第七号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一　施設等受給者が小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を行う者であり、かつ、その氏名（法人にあっては、その名称）又は当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の名称を変更したとき

二　施設等受給者が里親（児童福祉法第六条の三第一項に規定する里親をいう。以下同じ。）であり、かつ、その氏名を変更したとき

三　施設等受給者が児童福祉施設等の設置者であり、かつ、その氏名（法人にあっては、その名称）又は当該児童福祉施設等の名称若しくは種類を変更したとき

四　氏名を変更した施設入所等子どもがあるとき

（住所変更等の届出）

第八条　一般受給者は、住所地の市町村の区域内において住所を変更したときは、十四日以内に、様式第六号による届書を市町村長に提出しなければならない。

2　一般受給者は、支給要件子どものうちに住所を変更した子どもがあるときは、十四日以内に、様式第六号による届書を市町村長に提出しなければならない。

3　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　当該子どもが、一般受給者の住所地の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該子どもの属する世帯の全員の住民票の写し

二　当該子どもが第一条各号に掲げるいずれかの理由により日本国内に住所を有しなくなったときは、当該事実を明らかにすることができる書類

4　施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第七号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一　当該施設等受給者が、小規模住居型児童養育事業を行う者であり、かつ、その住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき又は当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき

二　当該施設等受給者が、里親であり、かつ、その住所地の市町村の区域内において住所を変更したとき、又は居住地を変更した施設入所等子どもがあるとき

三　当該施設等受給者が、児童福祉施設等の設置者であり、かつ、その住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき若しくは当該児童福祉施設等の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき又は居住地を変更した施設入所等子どもがあるとき

（受給事由消滅の届出）

第九条　一般受給者は、子ども手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

2　施設等受給者は、子ども手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

（住民基本台帳法による届出）

第十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十三条又は第二十四条の規定による届出があったとき（当該届出に係る書面に同法附則第八条の規定により適用する同法第二十九条の二の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第八条第一項若しくは第四項（同項第二号に該当する場合に限る。）又は前条の規定による届出があったものとみなす。

（未支払の子ども手当の請求）

第十一条　法第十一条第一項に規定する未支払の子ども手当を受けようとする者は、様式第十号による請求書を市町村長に提出しなければならない。

2　法第十一条第二項に規定する未支払の子ども手当を施設入所等子どもであった者に受けさせようとする者は、様式第十一号による請求書を市町村長に提出しなければならない。

（小規模住居型児童養育事業を行う者又は児童福祉施設等の設置者の請求書等の提出）

第十二条　この省令の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は児童福祉施設等の設置者が行う請求書又は届書の提出は、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居又は児童福祉施設等ごとに行わなければならない。

（子ども手当の支給に関する通知）

第十三条　市町村長は、子ども手当の受給資格及びその額についての認定その他子ども手当の支給に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を請求者又は一般受給者若しくは施設等受給者に通知しなければならない。

（添付書類の省略等）

第十四条　市町村長は、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2　市町村長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

（公務員に関する特例）

第十五条　公務員である一般受給資格者についてこの省令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項	第六条第一項	第十六条第一項の規定によって読み替えられる法第六条第一項
	市町村長	法第十六条第一項の規定によって読み替えられる法第六条第一項の認定をする者
第四条第二項第一号	支給要件子どものうちに一般受給資格者（法第六条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）の住所地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する子ども（施設入所等子どもを除く。以下この項、第五条第二項、第六条第一項、第七条第一項及び第八条第二項において同じ。）があるとき	公務員である一般受給資格者（法第六条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）及び子ども（施設入所等子どもを除く。以下この項、第五条第二項、第六条第一項、第七条第一項及び第八条第二項において同じ。）を除く。
第五条第一項	市町村長	法第十六条第一項の規定によって読み替えられる法第六条第一項の認定をする者
第六条第一項		
第七条第一項		
第八条第一項及び第二項		
第九条第一項		
第十一条第一項		
第十三条		
第十四条		
第八条第一項	住所地の市町村の区域内において住所	住所
第八条第三項	前項	前二項
	添えなければならない	添えなければならない。ただし、第二号に該当する場合には、第一号に掲げる書類を添えることを要しない